

企画提案書等に関する質問回答一覧

書類名	頁	項番	項目	質問内容	回答内容
1 様式集およびプロポーザル実施要領	様式11-4および実施要領19ページ	様式11-4および実施要領6.5.2	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画および表6-5企画提案書提出時の提出書類	作成要領等にて、「実施にあたって工夫した点や他社より優れていたと考えられる点について記述すること。」とありますが、必ずしも他社との比較が公表されているものではありませんので、他社より優れていた点については提案の特長と読み替えて記載してもよろしいでしょうか。	他社より優れていた点については、提案の特徴と読み替えて記載しても結構です。
2 様式集およびプロポーザル実施要領	様式11-4および実施要領19ページ	様式11-4および実施要領6.5.2	項に対する考え方及び具体的な業務実施計画および表6-5企画提案書提出時の提出書類	「同種・類似業務の受託実績の概要を数例あげ」とありますが、共同企業体(JV)での受託の場合、代表企業のみでの制限はありますか。あるいは構成企業での実績も認められるのでしょうか。	共同企業体(JV)での受託の場合は、構成企業での受託実績で結構です。
3 様式集	様式11-10	様式11-10	参考見積と積算根拠	実施要領書の表6-5に企画提案書提出時の提出書類について記載がありますが、このうち様式11-10で参考価格と積算根拠を記載することとなっております。管更生による改築工事の参考価格を検討するに当たり、要求水準書別紙には、年あたりの管更生延長と「口径250mmのヒューム管を基本とし、工事費算定を行うこと」の記載がありますが、これ以外に積算に必要な施工条件やスパン数等については開示されておりません。下記の点についてご教示いただけますでしょうか ①管径(250mmのヒューム管以外のものがあれば) ②1スパンあたりの標準延長(平均延長でも可) ③スパン数 ④1スパンあたりの取付け管数(平均数でも可) ⑤交通誘導員の1日あたり人数  なお「精算の対象業務」とありますので、実際の現場の状況が上記と異なる場合には、金額の変更が認められるという理解で良いでしょうか。	ご質問の改築工事の施工条件等については下記のとおりです。 ①管径は、φ250のヒューム管のみです。 ②③人孔間100mあたり7スパンで計上しています。 ④1スパンあたりの取付管は2箇所計上しています。 ⑤交通誘導員は、1日あたり2名で計上しています。 その他で前処理として木根除去を100mあたり35箇所計上しています。 上記条件は、実績からの参考数値です。別途契約時に、実際の現場状況に基づき業務受託者と協議の上契約を締結します。したがって、基本契約と別途契約時では金額の増減することがあります。
4 要求水準書	14ページ	第5節第5-1節	維持管理計画、下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務	下水道ストックマネジメント計画の変更は、要求水準書にある「計画策定に必要な調査(柳風台地区・荘園町地区・緑ヶ丘地区 R3~R7実施対象)」の結果に基づいて、策定するものと理解しているが、計画策定期間は令和7年度と想定して良いか。 また、現行の総合地震対策計画は、令和2年度～令和6年度の事業計画となっているため、令和6年度の計画策定(令和7年度～令和11年度事業計画)と想定して良いか。	下水道ストックマネジメント計画については短期改築計画以外を令和5年度、短期改築計画およびとりまとめを令和6年度で想定しています。 総合地震対策計画についてはその通りです。
5 要求水準書	19ページ	第5-2節30	調査、計画及び設計、図書の作成(下水道事業計画変更)	現行の下水道事業計画は、平成33年(令和3年)3月31日までの期限となっているが、事業計画の変更は、令和3年度策定で良いか。 また、上下水道ビジョンでは令和6年度末の公共下水道の概成とされているが、事業計画の期限も令和6年度末までとするのか。	令和3年度の策定で想定しています。 また、区域拡大は令和6年度施工分までですが、概成しても未整備箇所は残るため、期限は業務打ち合わせの上決定してください。
6 要求水準書	19ページ	第5-2節31	調査、計画及び設計、図書の作成(下水道都市計画変更)	生活排水処理計画との整合を図るため、下水道全体計画を見直すものとする。と記述があるが、都市計画決定の変更と同時に、全体計画の見直しが必要となるのか。 また、見直しの内容は、生活排水処理計画との整合による全体計画区域の変更だけと考えてよいか。主要な施設の流量計算等の変更は想定されるか。	都市計画決定および全体計画の見直しが必要となります。 また、全体計画については流量計算等も想定されます。
7 要求水準書(別紙)	30、33ページ	(別紙1)業務概要	1.業務対象地区・対象施設、2.委託業務内容、2.4下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務	30ページの表では、業務対象地区の面積は、流域関連公共下水道と特定環境保全公共下水道を合わせて、1,541.07haと示されているが、33ページの下水道事業計画変更の対象面積は、1,745.24haとされている。この差分204.17haを今回事業計画に追加すると考えてよいか。 また、参考見積を作成する際の基準面積は、33ページの対象面積を適用して良いか。	見積の際には33ページの記載を用いずに、下水道法では37.79haの拡大、都市計画法では38haの拡大で積算してください。 なお、令和3年度時点で下水道法事業計画は1739.71ha、都市計画法事業認可は1716haです。